

第5回千葉市社会福祉審議会老人福祉専門分科会

平成21年3月23日（月）午後7時～午後8時45分

千葉市役所8階正庁

（会議次第）

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 題
 - （1）次期高齢者保健福祉推進計画の最終案について
 - （2）その他
- 4 閉 会

（配付資料）

- ・資料1 千葉市高齢者保健福祉推進計画（案）の修正について
- ・資料2 修正資料（新旧対照表）
- ・資料3 千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）（平成21年度～平成23年度）（最終案）

<出席委員（名簿順）>

畔上加代子委員、飯田穂子委員、金親肇委員、武村和夫委員（職務代理）、岸岡泰則委員、藏屋勝敏委員、小柴玲子委員、清水光任委員、杉山明委員、高野喜久雄委員、高山光司委員、田邊宗一郎委員、中島賢治委員、永田利臣委員、野尻雅美委員、平山登志夫委員、広岡成子委員、藤澤里子委員、松崎泰子委員（会長）、谷嶋俊雄委員、山崎和子委員、山本美香委員

<欠席委員（名簿順）>

東野福松委員、入江康文委員、宍倉邦明委員、伯野中彦委員

<傍聴者>

2名

1 開 会

小出高齢福祉課課長補佐：ただいまから第5回千葉市社会福祉審議会老人福祉専門分科会を開催する。本日のご出席の委員数は総数26名のうち出席が22名であり、会議は成立していることをご報告申し上げます。始めに宮野保健福祉局長よりご挨拶申し上げます。

2 挨 拶

宮野保健福祉局長：老人福祉専門分科会の開催にあたり、ひと言ご挨拶を申し上げます。本日は、委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から保健福祉行政はもとより、市政各界にわたり、それぞれご専門の立場から、多大なるご指導・ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りし、心から厚く御礼を申し上げます次第である。

これまで4回にわたりご審議いただいた分科会についても、委員の皆様のご尽力により、本日が最後の開催となる。前回お示した「高齢者保健福祉推進計画」の原案について、その後委員の皆様のご意見を反映すると共に、1月19日から1ヶ月間にわたり、パブリックコメントを行った。また、2月7日から7日間にわたり事務説明会を開催し、その際出されたご意見を踏まえ、本日最終案として示すものである。

本計画は、高齢者保健福祉施策の根幹となるものであるもので、委員の皆様においては、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ、開催のご挨拶とさせていただきます。

小出高齢福祉課課長補佐：議事に入る。議事の進行は松崎会長、よろしくお願ひしたい。

3 議題 (1) 次期高齢者保健福祉推進計画の最終案について

松崎会長：最終回である。本当に根幹を成す計画である。また、介護保険法ができてから、ほぼ10年目を迎えるような時期に当たる計画である。

第4期の計画である。事前にパブリックコメントをいただいている。皆さんにも既にご覧送っているので、目を通していただけたかと思う。委員会での皆さんの意見、パブリックコメント、各行政府の中での説明会などの意見を反映したものとして、今回まとめたものである。活発なご意見をいただきたい。本日、この会議で皆様にご了承いただくと、親会である千葉市社会福祉審議会に報告をするということになっている。

「議題(1)次期高齢者保健福祉推進計画の最終案について」、事務局からの説明をお願いする。

白井高齢福祉課長：(資料1及び資料2によりパブリックコメントの内容と反映状況等を説明)

松崎会長：パブリックコメントにいろいろと寄せられた意見を基にし、計画に直接関係あるものとして修正を必要とするものが6件である。まず、修正のあとの文章の説明があり、その後、たくさん寄せられたパブリックコメントそれぞれに回答した内容について、総括的な説明があった。

まず、大変重要なことは、とても専門性のある、内容のあるパブリックコメントを、市民の方がたくさん寄せていただいたということは、大変嬉しく思っている。この委員会の中だけではどうしても、なかなか意見が拾いきれないということがある。それについて、ひとつひとつ丁寧に答えていただいた。

いかがだろうか。ただいまのご説明、あるいはパブリックコメント、修正箇所について、意見のある方があったら、手を挙げてお願いしたい。

平山委員：修正案と離れるが、今一番大きな話題は、群馬県で10名の死者が出たということである。この中で取り上げられているわけではないと思うが、報道によると、行政の手が届かないということがある。こういうものを、こういう計画の中に入れなくていいのだろうか。

松崎会長：渋川の事件について、ああいう施設があるということ、あるいは県外に委託しているということを含めて、行政の目が全然届いていなかったということである。

西山高齢障害部長：基本的に、無届けの有料老人ホームというような形で報道されている。有料老人ホーム自体は、県に対する届け出が必要である。届け出の段階で、千葉市はいくつかの条件について意見を述べるという立場の関与はする。問題は、届け出がまったくない場合に、行政がなかなか手が出せない、指導に入れないという問題がある。実際に、こういった計画に載るものは、法的に認められた各サービスをどのように伸ばしていくか、どのように確保するかということになる。そこに位置付けられないものを計画の中に載せるというのは、現時点では難しいと思っている。ただ、行政が何もしないのかということではなく、計画に載せる事項ではないが、市として今回のことを教訓にできるのかということである。まず、市のほうで把握している、無届けの有料老人ホームと考えられる施設がいくつかある。そういった情報を、まず、有料老人ホームの指導監督に当たる県に提供する。得てしてそういう施設は、消防設備等々、施設設備が不十分な場合が多いということもあり、その所在を消防の部局に提供する。今回の事件もそうだが、生活保護を受給されている方がわりと多く入っているということがある。ケースワーカーによる訪問を行っているので、そういったものを通じて施設内部の実状を明らかにしていくというようなことを、当面市として実施して行こうという方針を立てている。

松崎会長：そのほかのご意見はあるか。

清水委員：介護保健サービスについて。2ページの6番。「小規模多機能型居宅介護事業所は、民間参入により4事業開設している」。規模があまり小さいと、経営的にどうなのかと心配してい

る。マイナスになった時、市はそれに対して、何かしら補助をするなどという考え方があるのだろうか。施設は小規模なほど経営の効率が悪い。経営が成り立たなくなったら、市はどの程度面倒を見るのかということをお聞きしたい。

松崎会長：パブリックコメントに関して、市が解説を加えた部分だろうか。「小規模多機能居宅介護事業者民間参入により、4事業所開設している」という部分だろうか。「小規模」ということについて、経営的に不安定なものをどんどん作っていくということでもいいのか、というご意見か。

清水委員：そういうことである。

松崎会長：小規模についてどのような姿勢でいるのか、事務局のほうから説明願いたい。

日暮高齢施設課長：地域密着型サービスについては、これからの高齢化に向け、介護を必要とする方がなるべく地域で生活していただけるようにということで、18年からの改正介護保険法の施行に伴い、サービスとして位置付けられたものである。確かに、施設の規模が小さいということもある。小規模多機能に代表されるサービスは、元々デイサービスなどを基本に、ショートステイや訪問介護などのサービスを、一括して提供できるようなサービス体系として位置付けられた。そのような観点から見ると、従前デイサービスを利用された方が、なかなか小規模多機能に移行されていないのが現状となる。介護サービスの体系が、定額といったこともあるので、なかなか事業者参入が進まなかったことは確かである。これから地域生活を支援していくためには、このようなサービスもどんどん利用していただきたいと思っている。今後の事業者参入がスムーズにいくよう、なるべくこちらのほうで情報提供等していきたいのが基本である。介護サービスは、民間参入が基本的であるので、事業所のほうで極力サービス利用者確保していただき、事業展開をしていただければと考えている。それについて、特に市のほうで費用を補助するというようなことは、現在は考えていない。

松崎会長：最終案の中身であるので、この中の小規模多機能についても、次期計画の中でどのように取り扱われているかというところを、併せて検討していただきたい。

野尻委員：大変いいコメントをいただき、いい修正ができたと思っている。その中で「あんしんケアセンター」という言葉がたくさん出てくる。本来は「地域包括支援センター」という正式な名前があるが、千葉市の場合は「あんしんケアセンター」で通しているということである。意見の中では「地域包括支援センター」という言葉も出てくる。市の考え方の中にも、6ページの真ん中右側、「地域包括支援センター（あんしんケアセンター）」という使い方をしている。本文でも使っている。本文の後ろのほうに「あんしんケアセンター」だけの記載があるが、カッコを付けておいたほうが親切ではないかと思う。

後期高齢者医療制度を「長寿者医療制度」と言い直し、行政でも両方の使い方を勝手に使っているようで、同じことを言っている。それも明確に、千葉市以外の人が見る場合など、法律に基づいたものを前に出しカッコを入れるというように書いたほうがいいのではないかと思う。

松崎会長：1ページの「本市では市内12箇所にあんしんケアセンターを設置し」というところが初めて出てくるが、「地域包括支援センター」をカッコに入れておく。「千葉市には地域包括支援センターがないではないか」ということにはならないと思うが、千葉市では愛称として「あんしんケアセンター」を使っているということを入れていただくということである。

小柴委員：パブリックコメントと市の回答を読ませていただき、大変勉強になっている。計画の内容と直接関係があるものや、修正をしたものというような形だが、修正しないもの32件という書き方の問題である。修正しなくても、「あんしんケアセンター」などについて、現に文書の中で盛り込まれている。もう少し「何ページに出ている」など、親切に書けばいいと思う。「修

正しないもの」という言い方が、親切心が足りない。せっかく書いてくださっているのもう少し何かないかと思う。「直接関係がないもの」という書き方も、やはり関係なくはない。地域支援事業費などの問題も、今回の市の修正のところにも出ている。物言いが、もう少しほしいという感想である。

併せて、修正されている地域支援事業費の問題だが、先ほどいろいろご説明があった。地域支援事業は、介護予防事業や包括的支援事業など、大切なものが入っている。特に今回の計画の中でも特定高齢者を重要視して、看護師の派遣など手を尽くしていくと述べられている。あんしんケアセンターについても、パブリックコメントの中でもたくさん出ている。これも重要なことである。ところが実際は、ケアセンターではケアプラン作成で手一杯だとか、ケアマネの報酬についても公的な人件費がほしいとか、切実な声があるわけである。本当は、市がもっと公的な支援をする。実績が低かったからというのではなく、1回組んだ修正前のお金をかなりの額減らしているが、重要な市の政策の中でやろうとしているのだから、修正しないでやってほしかったと思っている。

特養の待機者について2割ぐらいだと書いてあるが、その根拠はなんだろうか。お金がなくて申し込まない人もいるだろうし、どう申し込んだらいいかわからない人、待機者がたくさんいるので諦めた人なども考えれば、どうして2割という数字なのか疑問に思う。教えていただきたい。

松崎会長：3点あったと思う。市民にたくさんパブリックコメントを寄せていただけたというのは非常に重要なことだと、わたくしも思う。その気持ちを汲み取り、拒絶するような表現ではなく、「修正で載せたものはこれである」とか、「本文の中に説明があるものは、このように載せてある」とか、その辺の修正をしていただきたいというご意見だった。

地域支援事業費の件については、既に計画がここまで来てしまった。前年3年間の実績を基にしながら、少し数値を低く抑え、今回載せたものである。その点について、事務局。

白井高齢福祉課長：地域支援事業についてである。18年度は、政策上予算は約6億3,000万である。実績として実際に使われたお金は、5億円ぐらいだったということである。19年度も7億6,000万ぐらいの中で、使われたのは6億3,000万ぐらいである。額が少ないから介護予防も、事業が少なかったという、そちらの部分はきちんと動いていた。そこに送り込める特定高齢者を把握し、誘導できなかったところが問題だった。事業費の実績を見直している。それによって事業が行えないかというわけではなく、やっつけける予算になっている。できるだけ高齢者の介護保険料の負担なども考慮しながら、事業ができる予算は確保するということである。

松崎会長：どうぞ。

日暮高齢施設課長：特別養護老人ホーム入所希望者の、待機者2割の根拠である。平成15年に国の指導があり、特別養護老人ホームの入所指針というものを各市町村で作れということがあった。千葉市だと、老人福祉施設経営者団体である「千葉市老人福祉施設協議会」にお願いをし、千葉市と共同で「特別養護老人ホーム入所に関する指針」を15年から施行している。したがって、特別養護老人ホームの入所希望は、基本的には利用希望者が施設のほうに入所申し込みをするということになっている。その数が実質1,800人いるということで、非常に多かった。特別養護老人ホーム各施設で委員会を作り、入所希望者のどの方から優先的に入っていただくか。ご本人の要介護度や介護者の状況などを総合的に調査し、優先的に入っていただく方の順番付けをしているところである。中には、今すぐでなくても将来的に入りたいという方もいらっしゃるということで、そのようなことから判断すると、約2割の方が優先的に入っていただく対象者になっているのが現状である。

松崎会長：そのほかのご意見はあるだろうか。

武村職務代理：推進計画案については、基本的にこれでやむを得ないかと思っている。しかし、2ページの8番目、特養の入所定員が足りないのではないかという意見がある。今回我々が出す案は、「今後も特別養護老人ホーム等の施設サービスの利用見込みを基に必要な定員数の確保に努めてまいります」ということである。恐らく、ここにいる委員の皆さん全員も、今日見えている市の課長、部長、局長も、「現実として特養の定員が足りない、入れない」という認識をお持ちだと思う。この計画が達成される3年先になっても、それはほとんど改善されないだろうと思っているのではないか。そもそも厚労省が地方自治体に押し付け、「要介護2から5までの高齢者のうちの30パーセントかを、施設入所の定員とする」。その定員を、特養、老健、療養型の施設に振り分けする最初の参酌基準そのものがおかしいのではないかと思う。おかしいからこそ、全国的にどこでも、特養が足りない。別に渋川市の今回の火事だけではなく、1年ぐらい前には浦安市でもちょっとした虐待があった。家族であれ福祉事務所の職員であれ、本当は普通の特養や、安心してちゃんとした施設に入所させたいが、やむを得ず、受け入れてくれるところを見てもらう。これはすべて、厚労省がいろいろな自治体に押し付ける参酌標準が、実態に合っていないということだと思う。実態に合っていない参酌標準を押し付けられ、このような計画案を作ると、結局こういう表現にしかならない。例えば千葉市は、こういう答申で計画案を出すわけだが、政令指定都市としての千葉市のひとつの役割は、現場の声を厚労省に直接伝えられる立場にあるわけである。やはり、参酌標準を何とかしないと、今のように、介護に関するいろいろなトラブルが頻発するし困る。そういうものを発信するしかないのではないか。参酌標準を押し付けられたものの中で、ある程度守らなければいけないわけである。これはこれでやむを得ないと思うが、千葉市全体の意見を福祉局として、「参酌標準を何とかしてほしい」という声を、はっきり挙げていった方がいい。いろいろな自治体が、それぞれ何とかやっていたら、厚労省はそれでいいと思っている。群馬県で起きたような事件などは全部、悪徳業者がやっていたということで、そこに入った人は運が悪かった。そうではなく、「心配な施設だが、仕方がないから頼もうか」という、似たようなことは千葉市内でもあると思う。参酌標準を見直してもらいたいという声を、厚労省に届けてほしい。

介護予防のことについて、利用者が少なくして事業そのものが低迷しているのではないかという話がある。要支援1、2の方が、要介護1にならないようにという介護予防があるが、これは立派に機能していると思う。ただ、要支援1になってしまわないように、要支援1にもならないような軽い方に対する介護予防事業は、特定高齢者の運動機能向上訓練など、いろいろあるわけである。国全体で何億ぐらいのお金を使っているかわからないが、どうなのかということである。3ヶ月間1クールの運動機能向上訓練をやれば、明らかに少し良くなる。良くなるが、止めてしまったらおそらく2、3ヶ月で元に戻るだろう。介護予防の事業としては、あまり機能していない。お金の使い方を考え、例えば、何らかのボランティア組織をたくさん作り、そこで楽しみながら運動したり、散歩したり、場合によっては劇の設定をしたり、家庭菜園をやったり、やれることはいろいろある。楽しみながら運動していけば、そちらのほうが介護予防になるわけである。要支援1にも認定されない高齢者は本当に健康な方たちで、いろいろな事ができる。そのような方たちに、ある程度の予算を割くぐらいならば、もっとほかに使い道があるのではないか。

国から介護予防事業をやれと言われてやっているわけだが、過去2年間やり、その実績が上がっているとは思えない。あと2年やって、あんまり実績が上がらないようだったら、「要支援1にならない特定高齢者等々に対する介護予防事業は、見直しをした方がいいのではないか」というようなことを、国にはっきり提言していくのも、政令指定都市としての千葉市の役割ではないかと思う。いかがだろうか。

松崎会長：報告書そのものということを前提におき、いろいろな算定基準という時に、国の参酌基準を示されながら、その中に持ってきているということもある。計画の中で市民のいろいろな声も含め、政令指定都市として、国に意見を提言する機会は、行政にはたくさんあるのか。

宮野保健福祉局長：千葉市として、国へ声を挙げるべきではないかという趣旨のお話だと思う。千葉市としては、市の独自要望という制度がある。市長の名前で、厚労省へ要望をしていくシ

ステムもあるし、東京都も入り、政令指定都市の「大都市民生局長会議」というものもある。今 18 団体ほど加入している。平成 21 年度のテーマのひとつとして、提案をしたい。またその際には、管理費等との調整も必要になってくるので、必ずしも、参酌標準の見直し、平成 22 年度の要望から反映できるかどうかのお約束はできないが、その方向で努力してみたい。

松崎会長：介護保険事業の中での「介護予防」という考え方としては大変すばらしい。当然、それをきちんとやっていかない限り、ますます要介護者が増えていくだろう。ただ、その実績提唱ということ。国から、数値としてどうあるかということを求められている。効果があるのかないのか、どのようにしたら効果が上がるのか、それを含めて当然考えていかなければいけない。いきなり「やめてしまえ」というより、実績が上がる工夫をやっていかなければいけないのと思うが、現場で事業をやっている方からの意見であるので、受け止めていただきたい。

畔上委員：2 点ほど質問させていただく。4 ページ 24 番、実態調査についてである。回答率をどのぐらい期待しているのか。アンケートに返答いただけない方のコメントについて、考え方にとっても賛成できる。まず、回収率をどの辺にもっていくのか。むしろ、回収率を良くするために、先にシステムなどを考えるべきではないか。来なかった人に対し、行政としてどのような形にするか。とても難しいとってしまうので、50 パーセントは結構いい回答率なのではないか。

恐らく市も把握はしているのではないか。一番のネックは、生活保護との関係だと思う。来なかった方のほとんどが生保という実態を踏まえると、生保の人には「ものを言えない立場」がある。保護を受けていることがひとつの負目となり、言えない立場の方たちの重なりだと思う。渋川市の火事は実際には NPO の方が経営していたが、やる側からしたら、生保の方をお入れすると「とりっばぐれがない」とよく言う。そのような重なりがあると思うので、行政は、生保との実態を踏まえ、調査する必要があるのではないか。

パブリックコメントに関して、先ほどから「修正しない意見という言葉ではなく」と文言を言われていたが、「参考にさせていただいた意見」というような言葉でいいのではないか。意見を求めた以上、やはり参考にすべきである。

清水委員：2 ページ、介護保険サービスの現場からの話である。今度の制度改正で、介護報酬が 3 パーセント上がったというが、「待遇が低すぎて応募する人がない」ということが、ひとつの大きな原因であった。だが、この 3 パーセントの内容を見ると、1.3 パーセントが施設に関わる改善、1.7 パーセントが在宅関係ということになると、自然増 2,200 億円。その上に、今度のような改定である。このような制度は、直接待遇改善につながらない。もう少し抜本的な変更をしてもらわないと困る。市から厚労省に、進言・提言できるようにしていただきたい。

もうひとつ、市では、そのように足りないところはどのようにするのか。現場を良く見て、実態を良く知っていただきたい。

間接的なことだが、市は、児童や身体障害者、高齢者に対し、差別的な行政を行ったということを、申し上げておきたい。私も一生懸命、いろいろ受けて施設整備した。児童には土地の提供をし、身体障害者もしている。どうして高齢者施設はないのか。まったく同じである。地域で、同じ福祉でそのようなことをしないのだろうか。差別的なことがあっていいのかどうか、高齢者福祉に対する、市の基本的な姿勢をお聞かせいただきたい。身体障害者の施設にしても、高齢者の施設にしても、第一種の社会福祉事業であるから、一義的には市が責任を持つ事業である。

松崎会長：第 1 点は、今回の介護報酬の引き上げの件で、そこに働く人たちの報酬を引き上げ、本当に働く人の環境を良くするようになっていくというために、3 パーセントでは低すぎるという意見を述べてほしい、ということでもいいだろうか。

次の件に関しては、計画そのものには直接関係がないので、意見があったということによるのか。

山本委員：1 ページ、NO1、NO4 など、高齢者保健福祉推進計画と地域福祉計画との関係がどうだという意見が出ている。4 番目の方が書かれた「どこが本命なのか。芯になるものは何か」ということが大事ではないか。それを利用し、修正後に文言と図表を入れたという説明があった。だいたいわかるようになったが、「千葉市地域福祉計画というのは、市民の皆様と一緒に作り、市民と一緒にやっていくもの。その中で高齢者保健福祉推進計画というものはそれらを現実化・具体化したもので、高齢者の保健福祉行政の推進についてこのように決めていったものである」というように、ぼやかしたのではなく、もう少しはっきりと書いた方が、逆にコメントに答えられる内容になっていく。計画自体の役割が、もっとはっきりわかるのではないか。

松崎会長：「イメージ図を見てください」だけでなく、文章として内容をきちんと書き込んだ方がいいということか。考え方としては、このイメージ図にあるように、各行政計画があり、それを取りまとめる形で行政の地域福祉計画があるということはいいか。それをもう少し、市民の方にわかるように文章化した形でコメントしたほうがいいだろうと言うご意見であった。それは、そのようにさせていただければいいだろう。「イメージ図」という表現ではなく、どのような基幹計画で、包括するのがどのような計画なのかと書けばいいのではないか。

白井高齢福祉課長：他の計画も、このイメージ図の中に入っているのだが、地域福祉計画と、高齢者だけのところを省略するのだろうか。できる部分は修正したい。パブコメに対する答えの中で、もう少し詳しく書くこととしたい。

山本委員：芯になるのは何かというのは、すごく大事な答えのような感じである。

野尻委員：この計画は、基本健康診査が終わってやめたということが、出だしに書いてある。それに変わって特定健診が始まっていて、高齢者医療確保法という新しい法律を基に行われているわけである。そのあたりの記載が本文 70 ページぐらいにあるが、あまりにも簡単すぎるのではないか。ひとつの大きな法律がなくなったわけであるので、これに代わって高齢者医療確保法に変わった。特に 75 歳以上の後期高齢者は、健診を実際問題あまりやらなくなった。義務ではなく、努力義務になった。健診を受けるというのは住民にとってはかなり大切である。移行時の現在はあまりわからないが、そのようなシステムになってきている。これを審議した時は欠席したので、何らかの形で入れた方がよい。

松崎会長：文章の中に「老人保健法が廃止になった。しかし千葉市は保健の計画も併せてこの中に載せ、重視している」ということは、少し書いてある。高齢者医療確保法についての「だからこうなる」という書き込みを、もう少しきちんとするとよい。その辺はらせていただけるか。1 行、保険についても書くと書いてあるが、もう少し書き加えたらいいかというところがあるので、そうさせていただく。

平山委員：介護人材の確保である。去年、介護に関わる人たちの生活を守るための署名運動で、10 万票集まった。私の施設でも家族などの関連の人が署名運動をしてくれ、1 ヶ月ぐらいの間に 1 万何千票集まった。3 ページの NO15 にも、市独自の人材確保対策について書いてある。本文 50 ページを見ると、「市政だよりやホームページなどを活用した広報活動で、介護人材の確保に取り組んでいく」という書き方だが、広報活動だけで人材確保はできないと思うのだが、どうだろうか。

松崎会長：パブリックコメントの中に「人材確保も非常に重要ではないか」というご意見がいくつかある。パブリックコメントについてはコメントしてあるが、そのことは本文の中に入っているのか。

土屋介護保険課長：パブリックコメントの15番目に、市の考え方として書いた。最近になり状況が変わり、パブリックコメントのような考え方に動こうとしている。本文だが、この動きがある前に、市としてできるものはどういうことかと検討した結果、「福祉・介護の仕事をもっと知ってもらおう」という意味合いがあり、ホームページ等で内容をお知らせしようという中身になっていた。ただいまのご意見を参考にし、パブリックコメントの中身に反映するような形で書き換えるよう検討したい。

松崎会長：介護の仕事をもっと希望が持てるような仕事として、ぜひ千葉市でも後押しするような人材対策を立てていただきたい。

杉山委員：「あんしんケアセンターについて」という項目の中で2ページのNO3、NO4について述べている。「あんしんケアセンター」は、地域福祉を進める上での目玉と考える。「人材の育成」では、「研修を充実していきたい」と、市の考え方が載っている。これは、大変大事なことであると思っている。特にケアマネジャー、保健師、社会福祉士が相談に応じるということだが、相談の内容は大変多岐にわたっており複雑である。今後は、充実した研修を、いろいろな形で工夫してやっていくことが大事だと思っている。

介護予防サービスについては、パーセントがあまり上がっていない。この背景には、介護予防サービスの中の介護予防訪問介護と居宅サービス訪問介護はどう違うのか、介護予防訪問看護と居宅サービス訪問看護の違いなど、適切な説明が求められると思う。

また、住宅改修では、手すりなどにどのくらいの費用がかかるのか、介護予防の対象品目で何が貸与で、何が購入なのか、品目についての適切なアドバイスが要求される。これらについて、ケアセンターの専門員がすべてを回答することは大変難しい。福祉用具専門員、福祉住環境コーディネーターなどとの連携が求められる。そして、この新しいシステムは、「点から線へ、線から面へ」の、まだ「点」の段階である。「研修の充実」については、いろいろな専門職、関係機関と密に連携をとりながらお願いしたい。

松崎会長：今の意見は、「あんしんケアセンター」に対する期待だろうか。特に、そこの専門職、福祉の専門性を高めるといふことと、いろいろな人たちとネットワークを組んでやってほしいということでもいいか。それをこの中に、書き込む必要があるということ。

杉山委員：市のほうで「充実」ということに十分力を入れて、進めていただきたいという希望である。

小柴委員：保険料の問題だが、3月19日の朝日新聞にアンケートの結果が出ていた。その記事によると、引き下げが28パーセント、据え置きが21パーセント、引き上げるのが52パーセントとなっていた。それに関連し、減免制度の抜本的な充実を求めたい。今の介護保険の財政のあり方からいくと、保険料や利用料を減免すると、他の利用者の負担増となるという状況になっている。やはり、しわ寄せが行かないようなやり方というものを、考えていただきたい。それにはやはり、第一に定額負担になればいいが、市としても一般財源からまわすというような工夫をし、利用している人にしわ寄せをするような減免制度ではなく、それでいて充実させていただきたいと要望する。

松崎会長：要望ということで捉えさせていただく。市独自の減免は「ある」というだけだが、その辺の充実はできないか工夫していただきたいということでもいいか。

野尻委員：以前「生きがいづくり」のところで質問したが、若干引っ掛かるので質問させていただく。64ページ、「課題」の上3行で「さらに、いつまでも元気に暮らし続けられるために、重要に思う支援として、自由に活動できる拠点を充実する」、「介護予防教室などの開催を充実する」、「趣味的活動など各種サービスの提供」などのニーズが高くなっている。これは、次の「生きがいづくり」に入れた方がいいのではないかと。「課題」の2行目、「仕事から離れて自由

になる時間が増え、生活の場が家庭や地域となり」や、次の段で「生きがいをもつことが望まれ」は、次の「生きがい作り」に入れて記載した方が、落ち着きが良さそうに思うが、いかがだろうか。

73 ページ、第5章の「生きがい」である。私の考えだが、「生きがいづくりと社会参加の促進」。生きがい、社会参加、社会貢献、就労。仕事をすることや、ボランティアとして参加するということが、「生きがい」とどう関係があるのだろうか。生きがいになるのかならないのかということである。「生きがい」についての説明がない。一言でも説明し、そして「社会参加」「社会貢献」などのニュアンスが出ていないのではないか。

松崎会長：前の委員会の時にもご指摘されたことである。抽象的でいいので「高齢期における生きがいとは」というようなことも書き込んだ上で、社会参加・社会貢献や、職業・自己学習が生きがいにつながるということで整理したほうがよいのではないか。

野尻委員：畑をやる。生きがいであれば、健康にもなる。そのあたりのニュアンスも大切だと思う。

松崎会長：その辺も少し工夫させていただき、書き込ませていただきたい。任せただけのだろうか。活発なご意見をいただいた。なおかつ、やはり政令指定都市として、この制度について、国にも具体的な提言をまとめていくような動きもしてほしい。この計画は、計画作りのための計画ではなく、これからこれをどう推進していくかということでは、ぜひ市民の方に、自分の計画として知っていただきたい。その辺も含め、ぜひお願いしたい。

最後になったが、いくつか宿題をいただいた。私の責任において、皆さんの意見を踏まえながら、事務局と合わせて、文書等加えさせていただき、まとめていきたい。

3 議題 (2) その他

松崎会長：議題(2)「その他」について、事務局、何かあるか。

西山高齢障害部長：特になし。

4 閉会

松崎会長：5回まで続いた計画策定に、皆さんの熱心な協力をいただき、ありがとうございました。計画作りは、次にどう推進していくかであるので、事務局どうぞよろしくお願いしたい。

小出高齢福祉課課長補佐：慎重なるご審議、ご苦労様でした。最後に閉会にあたり、大西保健福祉局次長より、ご挨拶を申し上げます。

大西保健福祉局次長：本日は大変ご熱心な審議を賜り、本当にありがとうございました。これまで5回にわたりご審議いただいた「高齢者保健福祉推進計画」については、言うまでもなく、市の高齢者保健福祉政策、介護保険事業を推進する上での根幹を成すものである。市としては、この計画に沿い、着実に事業を推進して参りたい。

計画を作るときに難しいのは、現状を踏まえて作る部分と、理想を目指して作る部分の両方があるという点。これから例えば、4割の方が65歳であるというような時に、65歳の方々全員が、高齢者施設に入りっぱなしになるという千葉市を目指すのか、地域ケアの充実によってそういう方々でも安心して地域で暮らせる千葉市を目指すのか。私どもは、引き続き皆様にもご意見をいただきながら、現状と理想をできる限り近づけるように頑張って参りたい。

計画の最後に「進行管理」と「事業評価」とあるとおり、毎年度、事業の達成状況を把握し、進行管理を行っていく。今後とも委員の皆様には、引き続き市に対して、ご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

小出高齢福祉課課長補佐：長時間にわたり、お疲れ様でした。今後は答申を受け、市内部の諸手続きをかけ、計画を作成することとなる。以上をもちまして、第5回千葉市社会福祉審議会老人福祉専門分科会を終了する。

～ 以 上 ～